

ALP 安全報告書  
アルファアビエーション

# 安全報告書

2019年度版

## はじめに

この安全報告書は、2006年10月に改定された航空法第111条の6並びにこれに基づく航空法施行規則第221条の5及び、第221条の6に基づいて作成したものです。

### 1. 株式会社アルファアビエーションの安全に対する基本方針

- (1) 安全の確保（安全は社会の基盤であり、その維持は最優先の課題である。）
- (2) 法令の遵守（法令遵守は、安全運航の基礎となる。）
- (3) 安全風土の構築（常に、社員各自に対する安全意識をもたせる。）

### 2. 安全確保に関する組織及び、人員

- (1) 安全管理体制の機能図  
別図のとおり。

- (2) 安全に関する組織と機能

- ①安全推進会議

- 安全推進会議は、安全管理体制において各部門から独立した上位の機関として、安全統括管理者の他、経営の最高責任者、各部門の責任者及び現部門業務経験者等により構成され、現業部門の状況を適格に把握、部門間の十分な意思疎通を確保し、安全管理体制の継続的な改善を図る。

- ②安全統括管理者の選任

- 社長が安全統括管理者を任命する。  
適任者を選任できない場合は、社長が兼務できる。

- ③安全監査

- 安全監査は、年1回行われる年末年始航空安全総点検に併せ、安全統括管理者の指名者が安全管理推進部長の計画する手順及び内容に従い実施する。又は、航空局の安全監査結果を活用することができる。

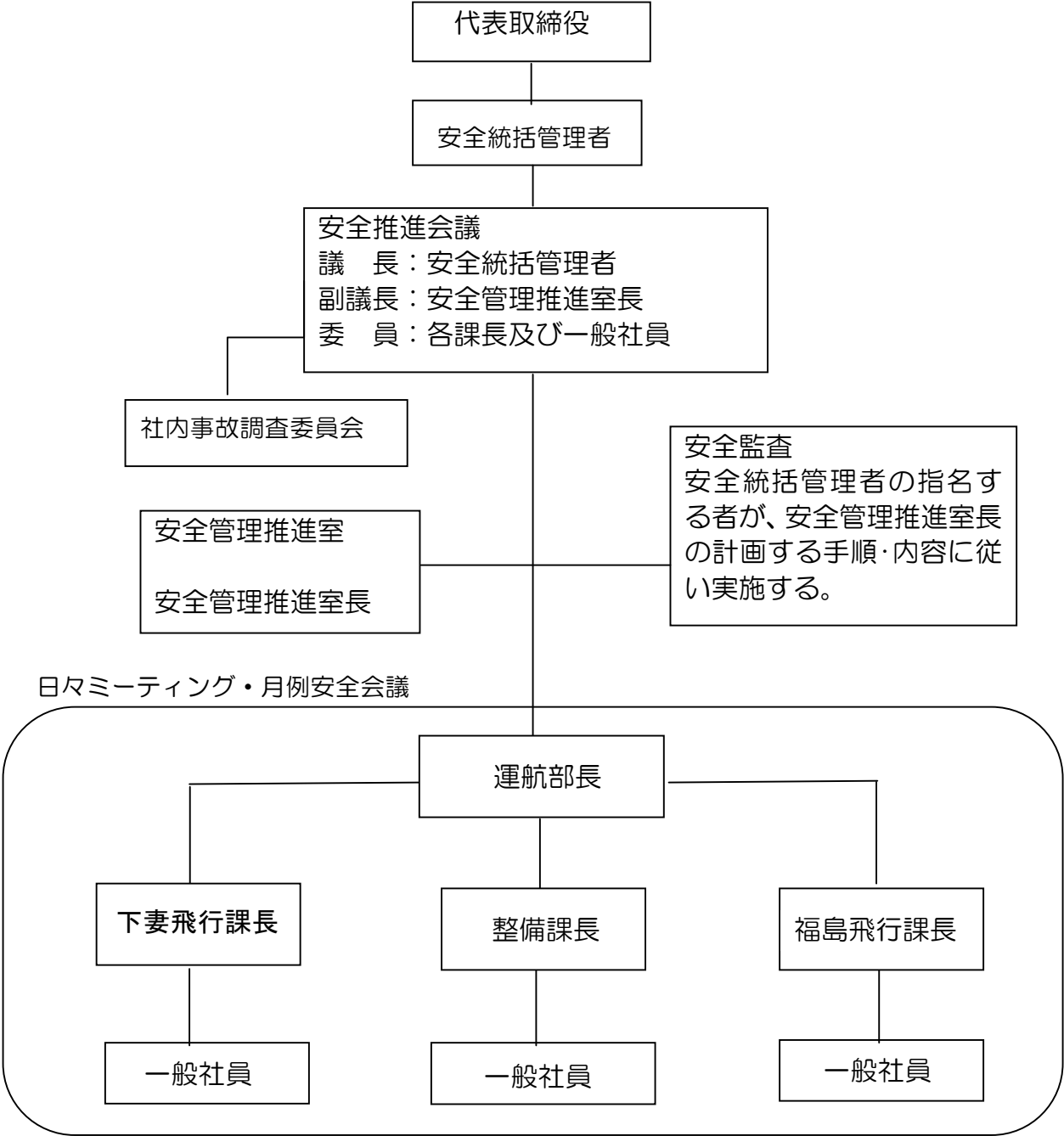
- (3) 航空機乗組員及び、整備従事者の数

- ①航空機乗組員 : 10名
  - ②整備従事者 : 8名

- (4) 運航管理担当者の数

- 運航管理担当者 : 10名

安全管理体制の機能図



### 3. 安全管理の実施

航空機乗組員、整備従事者、運航管理担当者の定期訓練及び審査内容は国土交通省航空局で定めた「運航規程審査要領（空航第58号）」「整備規程要領（空機第73号）」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可要領（空機第68号及び空機第69号）」に基づき実施しています。

#### （1）情報の収集・伝達及び共有

日常業務の状況を適確に把握するため、運航部各課長は日々のミーティング又は月例安全会議等で事業全般において発生する安全に関する情報を収集し共有する。

##### 安全情報の収集手段

事業全般に於いて発生した、安全に関する情報（安全情報）を収集する具体的手段は以下の通りである。

- ・機長報告
- ・不具合報告
- ・ヒヤリハット情報
- ・航空機乗組員の疲労に関する情報
- ・航空機製造者からの情報
- ・他社事故事例等

このうち、機長報告、不具合報告、ヒヤリハット情報、航空機乗組員の疲労に関する情報については非懲罰環境下で収集する。

（2）リスクマネジメントは、報告制度、事故等の調査によって収集した安全情報をベースに、その発生傾向の把握やハザードを特定する。特定したハザードの影響の重大性や発生の確率を見極め、その結果としてのリスクが許容可能であるかを評価する。許容できないリスクがあれば、それを除去、回避、低減するための具体的な施策を立案・決定し、現業部門等に展開する。

#### （3）教育・訓練

安全・疲労リスクに係る教育・訓練の内容は、それぞれの必要性に応じた教育プログラムを定めて行う。また、安全管理体制(安全方針、安全情報報告制度等)を理解するための教育、安全啓発セミナー、ヒューマンファクターズに関する訓練等を実施する。

4. 保有機に関する情報

(1) 保有機及び機数

- ①ロビンソン式R22 : 9機
- ②ロビンソン式R44 : 1機
- ③ロビンソン式R66 : 1機
- ④アグスタA109C : 1機

(2) 機数及び平均年間飛行時間

機種	機数	座席数	平均年間飛行時間
ロビンソン式 R22	9	2	2760時間
ロビンソン式 R44	1	4	60時間
ロビンソン式 R66	1	5	90時間
アグスタ A109C	1	6	60時間

(3) 全体の平均機齢、導入時期及び平均機齢

機種	導入開始時期	平均機齢
ロビンソン式 R22	2008. 1. 21	12
ロビンソン式 R44	2009. 7. 6	11
ロビンソン式 R66	2012. 7. 4	8
アグスタ A109C	2008. 1. 21	12

5. 航空法第111条の4の規定に基づく「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」の発生状況

- (1) 事故  
なし
- (2) 重大インシデント  
なし
- (3) その他安全上のトラブル  
なし

6. 輸送の安全を確保するために講じた処置

- (1) 国から受けた事業改善命令等に該当する事項はありません。
- (2) 輸送の安全を確保する為に講じたその他の処置
  - ①全社員に対し、法令等の関連規程の遵守について再教育を行い、安全意識を再徹底させた。
  - ②安全管理体制を全社員一丸となって構築、情報の共有及び、飛行命令の取り扱い、装備状況や重量重心の情報等を的確に管理する。
- (3) 2018年度における安全意識に関する目標とその実施状況、達成度及びその評価  
事業開始4年度においても「安全第一」を目標に各課においてそれぞれの安全確保の維持に努めております。

「無事故、無インシデントへの挑戦」を目標に次の具体的目標を実施します。

#### 具体的安全目標

①ヒューマンエラーゼロへのアプローチ

会社は、ヒヤリ・ハット、不安全事項等の積極的な報告を奨励し、報告された事案について安全推進会議にて対策を講ずる。

②全社員（飛行・整備・業務）一丸による連携

作業開始前に実務担当者間において、綿密な打ち合わせを行い不安全要素について抽出し各担当者において対策を講ずる。

③安全意識の向上

安全管理規程に基づき、飛行課・整備課及び業務課のメンバーにより安全推進会議を実施し、全社員の安全意識の向上を図る。